

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス(第2種  
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります) 【現改比較表】 2022年7月1日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります) )

目次 (略)

第1～8章 総則

別記

1～3 (略)

4 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供

(1) 当社は、第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ8のコース1又はコース3に係る者)に限ります。以下、5において同じとします。)から請求があったときは、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、第2種契約者は料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

(2) 第2種契約者は、端末設備を善良な管理者の注意をもって使用し又は保管していただきます。

(3) 第2種契約者は、(2)の規定に違反して端末設備を亡失等により使用することができなくなったときは、次のとおりとします。

ア 第2種契約者は、当社に端末設備の亡失等により使用することができなくなった旨の申告、及び設備端末の補充等の請求をしていただきます。

イ 第2種契約者の責めに帰すべき理由によるときは、亡失端末設備代金として当社が指定する金額及び補充等に必要な費用等を支払っていただきます。

(4) 第2種契約者は、(2)の規定に違反して端末設備のき損又は故障等により使用することができなくなったときは、次のとおりとします。

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります) )

目次 (略)

第1～8章 総則

別記

1～3 (略)

4 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第2種契約者は、(2)の規定に違反して端末設備を亡失等により使用することができなくなったときは、次のとおりとします。

ア (略)

イ 第2種契約者の責めに帰すべき理由によるときは、亡失端末設備代金として当社が別に定める金額及び補充等に必要な費用等を支払っていただきます。

(4) 第2種契約者は、(2)の規定に違反して端末設備のき損又は故障等により使用することができなくなったときは、次のとおりとします。

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>ア 第2種契約者は、当社に端末設備のき損又は故障等により使用することができなくなった旨の申告、及びその修繕等の請求をしていただきます。</p> <p>イ 第2種契約者は、当社が実施する故障原因調査及び修繕等に必要な費用として当社が指定する金額を支払っていただきます。</p> <p>ウ 故障原因調査において、第2種契約者の了承の上、当社が故障派遣調査を実施した場合は、故障派遣調査費用として7,500円（税込8,250円）を支払っていただきます。</p> <p>エ 当社の故障原因調査により、端末設備の交換が必要と認めるときは、故障端末設備交換費用として<u>当該端末設備の代金に相当する額</u>及び補充等に必要な費用として<u>当社が指定する金額</u>等を支払っていただきます。</p> <p>(5) 第2種契約者は、(2)の規定に違反して生じた端末設備の亡失、き損又は故障等に起因して第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。当社は、(2)の規定に違反して生じた端末設備の亡失、き損又は故障等に起因して第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかったことに伴い発生する損害については責任を負いません。</p> <p>(6) 第2種契約者は、第2種契約が解除となった場合、速やかに当社に対して端末設備の廃止の請求を行うものとします。</p> <p>(7) 共通編第14条（I P通信網契約者によるI P通信網契約の解除）又は共通編第15条（当社が行うI P通信網契約の解除）の規定により、第2種契約の解除または端末設備の廃止があったとき、端末設備を原状に復した上で、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりI P通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。</p> <p>(8) (7)に規定する期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備を提供していた者に対し、端末設備未返却代金として当社が<u>指定する</u>金額を請求します。</p> <p>(9) 当社は、端末設備の亡失、き損又は故障等に起因して第2種契約者又は第三者に生じた損害について、当社の故意又は重大な又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 当社の故障原因調査により、端末設備の交換が必要と認めるときは、故障端末設備交換費用として<u>当社が別に定める金額</u>及び補充等に必要な費用等を支払っていただきます。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (7)に規定する期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備を提供していた者に対し、端末設備未返却代金として当社が<u>別に定める</u>金額を請求します。</p> <p>(9) (略)</p>

～2022年6月30日

2022年7月1日～

- (10) 当社は、端末設備を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により端末設備に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その端末設備が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して96時間以上その状態が連続したときに限り、その第2種契約者の損害を賠償します。
- (11) (10)の場合において、当社は、端末設備が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその端末設備の端末設備使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- (12) 当社の故意又は重大な過失により端末設備に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(10)及び(11)の規定は適用しません。

- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

(注) 本欄(3)のイ、(4)の工、又は(8)に規定する当社が別に定める亡失端末設備代金、故障端末設備交換費用、又は端末設備未返却代金は、次に掲げる料金とします。

1台ごとに

<u>種別</u>	<u>料金額</u>
<u>回線終端装置</u>	<u>12,000円(不課税)</u>
<u>ホームゲートウェイ</u>	
<u>無線LANルータ</u>	
<u>VDSL宅内装置</u>	<u>3,000円(不課税)</u>
<u>無線LANカード</u>	<u>1,000円(不課税)</u>

5 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

5 (略)

～2022年6月30日

2022年7月1日～

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(12)	(略)
(13) 最低 利用期間内 に契約の解 除等があっ た場合の料 金の適用	<p>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3のコース1のメニュー1、コース2及びコース3並びにタイプ6-3のコース1(移動無線装置を提供するものに限り、)に限り、)には、最低利用期間があります。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 当社は、(イ)の規定にかかわらず、次に掲げる第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3のコース1のメニュー1、コース2又はコース3に係るものに限り、)の細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があった場合に限り、違約金を請求しません。</p> <p>a タイプ3のコース1のメニュー1、コース2又はコース3への細目又は区分等の変更をしたとき</p> <p>b タイプ8への細目又は区分等の変更をしたとき</p> <p>c 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて(19)欄のア欄又はウ欄の定期利用を契約したとき</p> <p>d 違約金を請求しないと当社が判断したとき</p>
(13)～(18)	(略)

区 分	内 容
(1)～(12)	(略)
(13) 最低 利用期間内 に契約の解 除等があっ た場合の料 金の適用	<p>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3のコース1のメニュー1、コース2及びコース3並びにタイプ6-3のコース1(移動無線装置を提供するものに限り、)に限り、)には、最低利用期間があります。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 当社は、(イ)の規定にかかわらず、次に掲げる第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3のコース1のメニュー1、コース2又はコース3に係るものに限り、)の細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があった場合に限り、違約金を請求しません。</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて(19)欄のア欄の定期利用を契約したとき</p> <p>d 違約金を請求しないと当社が判断したとき</p>
(13)～(18)	(略)

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(19)定期利  
用期間内  
に契約の解  
除等があっ  
た場合の料  
金の適用

ア 第2種契約者(タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3若しくはプラン5、コース2のメニュー1のプラン1若しくはプラン3又はコース3のメニュー1のプラン1若しくはプラン3)に限りま  
す。以下本項において同じとします。)から、その第2種オープンコン  
ピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、そ  
の期間における基本額については、1-2-2(定額利用料)に規定す  
る基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区 分	定額利用料の減額 (月額)
コース1のメニュー1のプラン1、プラン3又はプラン5	100円(110円)
コース2のメニュー1のプラン1又はプラン3	
コース3のメニュー1のプラン1又はプラン3	

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(19)定期利  
用期間内  
に契約の解  
除等があっ  
た場合の料  
金の適用

ア 第2種契約者(タイプ3のコース1(プラン7に係る者を除きま  
す)、コース2又はコース3に係る者)に限りま  
す。以下本項において同  
じとします。)から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービス  
について定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額  
については、1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規  
定する額を減額して適用します。(以下「新2年割」といいます。)

区 分	定額利用料の減額 (月額)
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3又はプラン5	100円(110円)
タイプ3のコース2のメニュー1のプラン1又はプラン3	
タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1又はプラン3	
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4又はプラン6	50円(55円)
タイプ3のコース2のメニュー1のプラン2又はプラン4	
タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2又はプラン4	

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から「新2年割」の申出があった場合は、「新2年割」の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として2,400円(不課税)を支払っていただきます。

- a 第17条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除があったとき
- b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて本欄又はウ欄の定期利用を継続又は契約したとき
- c タイプ8への細目又は区分等の変更をしたとき
- d 違約金を請求しないと当社が判断したとき

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「新2年割」の解除、「新2年割」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する金額を支払っていただきます。

- a (略)
- b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「新2年割」を継続したとき
- c (略)
- d (略)

<u>区 分</u>	<u>違約金</u>
<u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3又はプラン5</u>	<u>1,100円(不課税)</u>
<u>タイプ3のコース2のメニュー1のプラン1又はプラン3</u>	
<u>タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1又はプラン3</u>	
<u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4又はプラン6</u>	<u>650円(不課税)</u>
<u>タイプ3のコース2のメニュー1のプラン2又はプラン4</u>	
<u>タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2又はプラン4</u>	

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(ウ) 第2種契約者が(イ)のbに係る変更を行った場合の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。

イ (略)

ウ 第2種契約者(タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4若しくはプラン6、コース2のメニュー1のプラン2若しくはプラン4又はコース3のメニュー1のプラン2若しくはプラン4に限ります。以下本項において同じとします。)から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

<u>区分</u>	<u>定額利用料の減額</u> <u>(月額)</u>
<u>コース1のメニュー1のプラン2、プラン4又はプラン6</u>	<u>50円(55円)</u>
<u>コース2のメニュー1のプラン2又はプラン4</u>	

(ウ) 「新2年割」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「新2年割」を継続した場合の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。

(エ) 「旧2年割」、「旧2年自動更新型割引」、「新2年自動更新型割引」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更等と併せて「新2年割」を契約した場合の定期利用期間の起算は、変更後の第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。ただし、「旧2年割」の適用を受ける第2種契約者から「新2年割」契約のみの申出があった場合は、「新2年割」の申込みをした日を含む料金月の翌月を定期利用期間の起算とします。

イ (略)

ウ 削除

～2022年6月30日

2022年7月1日～

コース3のメニュー1のプラン2又は  
プラン4

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として1,200円（不課税）を支払っていただきます。

a 第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき

b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて本欄又はア欄の定期利用を継続又は契約したとき

c タイプ8への細目又は区分等の変更したとき

d 違約金を請求しないと当社が判断したとき

(ウ) 第2種契約者が（イ）のbに係る変更を行った場合の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。



～2022年6月30日

2022年7月1日～

エ 第2種契約者（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。以下本項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-1（利用料）及び1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額 (月額)
タイプ8のコース1又はコース3	1,100円 (1,210円)

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(イ) 定期利用期間には、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

(ウ) 第2種契約者は、(ア)の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として11,000円（不課税）を支払っていただきます。

a 第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき

エ 第2種契約者（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。以下本項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-1（利用料）及び1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。（以下「新2年自動更新型割引」といいます。）

区分	基本額の減額 (月額)
タイプ8のコース1又はコース3	1,100円 (1,210円)

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から「新2年自動更新型割引」の申出があった場合は、「新2年自動更新型割引」の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(イ) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

(ウ) 第2種契約者は、(ア)の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「新2年自動更新型割引」の解除、「新2年自動更新型割引」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として3,600円（不課税）を支払っていただきます。

a (略)

～2022年6月30日		2022年7月1日～	
	<p>b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて<a href="#">ア欄又はウ欄の定期利用を継続又は契約したとき</a></p> <p>c タイプ8間の区分等の変更を<a href="#">したとき</a></p> <p>d 違約金を請求しないと当社が判断したとき</p> <p>(工) <a href="#">第2種契約者が(ウ)のbに係る変更を行った場合</a>の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。</p>		<p>b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて<a href="#">「新2年割」を契約したとき</a></p> <p>c タイプ8間の区分等の変更と併せて<a href="#">「新2年自動更新型割引」を継続したとき</a></p> <p>d (略)</p> <p>(工) <a href="#">「新2年自動更新型割引」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「新2年自動更新型割引」を継続した場合</a>の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。</p> <p>(オ) <a href="#">「旧2年割」、「旧2年自動更新型割引」、「新2年割」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更等と併せて「新2年自動更新型割引」を契約した場合</a>の定期利用期間の起算は、変更後の第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。ただし、<a href="#">「旧2年自動更新型割引」の適用を受ける第2種契約者から「新2年自動更新型割引」契約のみの申出があった場合は、「新2年自動更新型割引」の申込みをした日を含む料金月の翌月を定期利用期間の起算とします。</a></p>
(20)～(21)	(略)	(20)～(21)	(略)
1 - 2	(略)	1 - 2	(略)
第2	(略)	第2	(略)
第2表～第4表	(略)	第2表～第4表	(略)